○各種申請・届出に対する注意事項

注意事項

1　法人又は個人が申請者又は届出者の場合

法人、又は個人の場合は、代表権のある者（代表取締役等）の名義で申請・届出すること。また、代表権のない者の名（申請代理人－所長や工場長等）での申請・届出する場合は、代表者からの委任状を提出すること。

また、当局に対し、高圧ガス保安法関係の申請や届出等をした登録台帳（廃止台帳除く。）に、記録がない場合には、法人においては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書)、個人においては、住民票の提出すること。

2　申請者又は届出者が国の機関及び地方公共団体の場合

ア　申請・届出名義人は、事務委任規則等の規程により当該事業所の財産管理権を有する者、又は当該申請・届出行為の執行権限を有する者等の機関代表でもかまいません。

イ　国の機関が、申請者の場合は、高圧ガス保安法第４条の読み替え規定により、「許可」及び「認可」を「承認」と読み替えます。

3　法人組織等の変更

ア　有限会社から株式会社などに、法人が組織変更する場合は、法人格の同一性が認められるますので、法人名称等の変更の届出（法定外届）をしてください。

イ　個人名義の許可を受けた者が、法人に組織変更する場合には、法人の名義で新規に許可を受けることになります。

4　申請単位

事業所ごとに申請・届出を行うものとする

5　申請書・届出書等の提出部数

正副２部を提出してください。なお、副本は、収受印を押印して申請者（届出者）に返却します。

6　申請書・届出書等の提出方法

来局又は郵送

※来局する場合は、担当者不在の場合がありますので、事前に連絡をお願いいたします。

※郵送による提出で控えが必要な場合は返信用封筒に切手を添付して同封していただくようお願いいたします。

7　申請書等書類記入の注意事項

（１）鉛筆やシャープペンシル、消えるボールペンなどでの記載は不可とします。

（２）名称は、法人にあっては登記簿上の法人名とし、個人にあっては、住民票上の氏名とする。